

【資料 1】生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律について

## 改正の概要

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとするほか、事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずる。

## 改正の趣旨

### 1. 旅館業の施設における感染症のまん延防止対策、差別防止の更なる徹底等【旅館業法】

#### (1) 感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化等

- ① 特定感染症（※）が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者は、
  - ・ 特定感染症の症状を呈する宿泊者等に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力や、特定感染症の患者に該当するかどうかの報告を求めることができることとする。
  - ・ その他の宿泊者に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができることとする。

（※）特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。

- ② 宿泊拒否事由（伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき）を、「特定感染症の患者であるとき」と明確化する。
- ③ 宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。

#### (2) 差別防止の更なる徹底等

- ① 旅館業の営業者は、その施設における感染症のまん延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととする。
- ② 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊拒否事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴いて、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針を定めるものとする。
- ④ 営業者は、当分の間、（1）②又は③のいずれかで宿泊を拒んだときは、その理由等を記録しておくものとする。等

### 2. 生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継【食品衛生法、理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、

クリーニング業法、美容師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】

- ① 事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとする。
- ② 都道府県知事等は、当分の間、①の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならないこととする。等

## 施行期日

公布の日（令和5年6月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（令和5年12月13日）

## 旅館業法の主な改正の概要

### 新設 1. 感染防止対策への協力の求め

- **特定感染症（※）国内発生期間**に限り、
  - ・ **営業者は、宿泊者に対し、法や政省令で定める特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができる。**
  - ・ **宿泊しようとする者は、正当な理由がない限り、その協力の求めに応じなければならない。**

（※）特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。

### 追加

### 2. 宿泊を拒否できる事由【カスタマーハラスメント】

- 宿泊しようとする者が、営業者に対し、
  - ・ **その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるもの（以下の①又は②）を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができる。**

## 政省令の概要

協力の求めの内容	特定感染症の症状を呈する者・特定接触者	特定感染症の患者等	他の宿泊者
① 医師の診断の結果や症状の原因が特定感染症以外によることの報告	○	—	—
② 客室等での待機	○	○	—
③ 健康状態等の確認（体温等）	○	○	○
④ 発生した特定感染症に応じて感染症法等で感染防止対策として求められた措置に即するもの	○	○	○

※個別具体的な事項は、今後特定感染症が発生した際に別途示す予定。  
 ※特定接触者：特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

	省令で定める事項	具体例（指針）
内容面	① 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（※1）	不当な割引・アップグレードや、土下座等を繰り返し要求
方法面	② 従業員の心身に負担を与える言動を交えた要求であつて、接遇に通常以上の労力を要するもの（※2）	従業員に対し、長時間にわたり、不当な要求を繰り返す

- ※1 障害者差別解消法の社会的障壁の除去を求める場合は除く（筆談等を求めることや視覚障害者が部屋まで誘導を求めること等）。
- ※2 **合理的な理由があるもの**（例えば、自閉症などの障害の特性により外形的に乱暴な言動をしてしまうと把握できる場合等）は除く。

**変更** 宿泊者名簿の記載事項について、「職業」を削除し、「連絡先」を追加。

**新設** 改正法に基づき、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針を策定し、研修の内容等についても記載。

## 【資料 2】 違法民泊対策の取組について

# 平成29年度改正旅館業法の施行状況 (旅館業法違反が疑われる事案への対応 (違法民泊対策))

## 民泊の現状

- 平成30年6月15日、民泊に関するルールを定めた住宅宿泊事業法及び違法民泊への取締りを強化する改正旅館業法が施行。
- 住宅宿泊事業の届出住宅数:[22,169件](#) (令和6年1月15日時点) / 簡易宿所数:[39,811件](#) (令和5年3月31日時点)  
/ 特区民泊認定数:[4,211施設 12,431居室](#) (令和5年12月末時点)
- 旅館業法違反のおそれがあると地方自治体が把握している事案は、令和5年3月末時点で[133件](#) ([△60※対前年同月末比](#)) であり、法施行前の平成30年3月末時点の7,993件から[大幅減少](#)。
- 令和5年3月末時点の住宅宿泊仲介業者等109社の取扱件数の合計は[92,429件](#)で、前回(令和4年3月)調査から11,924件減少。



## 法施行後の主な取組

### (地方自治体への対応)

- 違法民泊取締りに当たって地方自治体から多く寄せられる疑義照会への回答を、[旅館業法FAQ](#)として取りまとめ、地方自治体に発出(平成30年10月15日発出、令和2年10月12日更新)。
- [違法民泊の利用・運営の問題点を呼びかける啓発メッセージ](#)を、厚生労働省HPや旅行者向け情報サイトへ掲載。
- [外国語訳\(16カ国語\)も作成](#)し、厚生労働省HPへ掲載したほか、自治体に提供。
- 地方自治体の[違法民泊取締りの事例を収集](#)し、厚生労働省HPで紹介。  
※京都市: 無許可営業施設への旅館業停止命令を令和元年10月25日に発出。⇒違法民泊疑い事案数は、[1,006件\(平成30年3月末時点\)](#)→[4件\(令和2年3月末時点\)](#)と大幅減。  
※大阪市: 大阪府警や大阪府と連携し、違法民泊撲滅チーム(警察官OB30名等)を結成。⇒違法民泊疑い事案数は、[3,277件\(平成30年3月末時点\)](#)→[24件\(令和2年3月末時点\)](#)と大幅減。
- 適法性の確認のため実施している旅館業法上の許可物件を報告する際の自治体及び当省での確認作業の一部をRPA化(手動で行っていた作業を自動化)等することで、より迅速に正確な情報把握を行う。さらに、自治体及び国における作業の効率化を図る(令和6年1月報告分より実施)。

### (関係省庁間の連携)

- [違法民泊対策関係省庁連絡会議](#)を定期的に開催して関係省庁における取組を紹介し、情報共有・連携強化に取り組んでいる。  
※違法民泊取締り対策に関する連携強化を進めるため、平成30年5月21日に設置。第5回を令和2年12月18日に開催。
- 地方自治体と協力して[民泊仲介サイトにおける取扱い物件](#)について適法性の確認を行い、適法と確認できなかった物件については仲介業者等に対して[削除するよう指導](#)を行った。
- [厚生労働省HPには、地方自治体の旅館業法許可物件掲載ページを掲載](#)し、仲介業者に通知。仲介業者が取扱い物件の適法性を速やかに行えるようにした。
- 関係省庁で、[住宅宿泊事業法の届出物件、旅館業法の許可物件、特区民泊の認定施設を一括で管理するデータベースを構築](#)。平成31年4月以降は、仲介業者がデータベースの情報との照合を行うことで、適法性の確認作業の効率化、精度の向上が実現。

### (その他)

- 旅館業法の特例である「特区民泊」を実施する事業者に関して、欠格事由や立入検査、業務改善命令等の規定を整備した[改正国家戦略特別区域法](#)が令和2年9月1日から施行。